

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年5月10日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

八頭郡八頭町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金126,514円を支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成24年12月5日

(2) 事故発生場所

八頭郡八頭町船岡地内

(3) 事故の状況

鳥取県郡家警察署所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。